

牧之原市「新型コロナウイルス感染症」に関する対策方針

1 現状の認識

(1) 国内の感染状況

ア 全国的には、厚生労働省発表の令和4年3月17日0:00現在の感染者は、5,911,813人、死亡者は26,600人で、新年に入り新規陽性者数は爆発的に増加しましたが、現在、全国的な感染者数の推移の状況は、減少傾向にあります。

イ 静岡県では、3月17日発表時点で、109,630人の感染者が確認されており、1週間当たりの新規陽性者数が10万人当たり218.7人となっております。県内の感染状況は減少傾向にあるものの、高止まりが続いておりますが、病床利用率は30%を下回り、医療提供体制はひっ迫した状況が緩和されつつある状況です。

ウ 牧之原市では、3月18日に1,413人目の感染者が確認されて、今年に入り1,083人が感染しており、クラスターも発生しました。現在の感染状況は、減少傾向にはありますが、依然として新規陽性者の確認は続いています。

(2) 国の対応

令和4年3月17日、政府は、都道府県の感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制にひっ迫の状況を踏まえ、分科会の意見も十分踏まえた結果、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、静岡県を含む18都道府県の「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」の適用を、期限の3月21日をもって終了することと決定し、「新型コロナウイルス感染症対策が基本的対処方針」（以下「政府対処方針」という。）を変更しました。

内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」

<https://corona.go.jp>

(3) 静岡県の対応

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部は、令和4年3月16日政府対策本部に対し、県内は飲食店の時短要請や3回目のワクチン接種の加速化等の対策を講じている中、10万人当たりの一週間の新規感染者数は高止まりの状況であるものの、病床使用率は50%を大きく下回り、低下傾向にあるため、静岡県への「まん延防止等重点措置」の適用

を期間満了に伴い、解除するよう要請しました。結果、3月17日政府は、解除を決定し、政府対処方針等を変更しましたので、3月18日県対策本部は、「まん延防止等重点措置解除後の当面の対応」（以下「解除後の当面の対応」という。）を決定しました。

静岡県「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関連情報」
<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

(4) 懸念事項

今回の第6波では、感染力が極めて強いオミクロン株により、年明けから、急激に感染が拡大していきました。その広がり方をみると、初期には20台代・30代の若年層の感染者が急増し、その後、10代以下の子ども、高齢者という順番で広がっていったことが特徴的です。

国内の感染例が急増し、全国的にオミクロン株にほぼ置き換わったと考えられます。オミクロン株は、デルタ株に比べ、感染拡大のスピードが極めて速く、また、ワクチンの2回接種による発症予防効果がデルタ株と比較してオミクロン株への感染では著しく低下するものの、3回目接種により一時的に回復すると示唆されています。

これから、年度末や新年度、春休みを迎え、入学式や送別会、花見などの多くの人が集まる行事や、外出・旅行の機会が増えていくと思われれます。去年は、こうした時期に感染が拡大し、その結果、3月に緊急事態措置が終了した後、4月には、首都圏や大阪府などに対して重点措置が適用されていますので、過去の経験を踏まえ、今一度感染対策に万全を期すことが必要となっています。

また、現在、全国的に感染は収束傾向であり、医療への負荷も低下してきており、第6波の出口に確実に向かっていますが、まずは、引き続き、学校・保育所や高齢者施設等におけるオミクロン株への対策の徹底強化を行い、第6波の確実な収束につなげていくこと、そして、次の感染の波が到来するのをできる限り遅くすることが重要です。

2 牧之原市の基本方針（令和4年3月18日現在）

当市においても、年明けから家庭内感染を中心に、感染が拡大し、これまでに学校、こども園、高齢者施設や事業所などでクラスターが発生しました。このような状態が続いた場合、重症化リスクの高い高齢者への感染が懸念されていました。さらに、感染が拡大することによる医療従事者や介護従事者をはじめとした社会機能を維持するための必要な事業に従事されている人たちが、休暇を余儀なくされ、社会生活の維持にも影響を及ぼすことが危惧されていました。依然として、新規感染者は連日確認されているもの

の、感染状況は減少傾向になっています。

こうした中、他の都道府県とともに静岡県への「まん延防止等重点措置」の適用が、期限の3月21日をもって終了することとなり、県は解除後の当面の対応を決定しました。

県の解除後の当面の対応では、飲食店の時短要請は解除するとともに、県境を跨ぐ移動や飲食店の利用、出勤の抑制などは一部緩和されましたが、「感染リスクが高い場所への外出や感染リスクの高い行動は避ける」、「密の回避」、「家庭における感染対策の徹底」「飲食店の利用は少人数・短時間で、認証店の利用推奨」など感染再拡大防止のための感染対策は引き続き要請しています。

市としても、引き続き、基本的な感染対策の徹底など感染の再拡大を防止するため、「新しい生活様式」を実践していただくことを呼び掛けるほか、学校等の感染拡大防止の取組みは引き続き積極的に行ってまいります。

公共施設の利用については、人数制限などをまん延防止措置前の状況に緩和するなど、感染対策を前提に通常の利用ができるようになります。

第6波の収束と今後の感染拡大の波をできる限り遅くする対策をまずは進めながら、これまでの感染防止対策の経験を踏まえ、感染抑制と経済活動の両立した社会活動への歩みのための検討も進めてまいります。

3回目のワクチン接種についても、早期に接種できるよう、引き続き速やかに行ってまいります。

なお、この方針は国内や周辺地域での発生状況及び政府や県、専門家会議の発表を踏まえ段階的に改訂します。

3 市民の皆様へのお願い

市民の皆様には、特に以下の7点をお願いします。

(1) 各々の体調管理を徹底してください。

社会活動を営むに伴い、新型コロナウイルスと何処で接触するかわかりません。「自分が感染しない」「他人にうつさない」という心構えを持って行動しましょう。

発熱やせきなどの症状がある場合には、外出や他人との接触を避け、かかりつけ医または、市や県の相談窓口にご相談ください。

【新型コロナウイルス感染症の受診の流れ】

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/17/41139.html>

【市や県の相談窓口】

牧之原市健康推進課Tel0548-23-0024(平日8時30分～16時)

静岡県発熱等受診相談センターTel050-5371-0561(24時間受付)

(2) 「三つの密」がある環境を極力避ける

3密（「密閉」「密集」「密接」）の条件が揃う場面はもちろん「1密」であっても避ける、家庭内でも換気や手指消毒、マスク等の感染防止対策の徹底を行うなど「新たな生活様式」の実践に努めつつ、社会経済活動を継続してください。具体的な留意事項は、業界ごとのガイドラインや「牧之原市「新しい生活様式」のガイドライン」を参照してください。

また、スマートフォンをお持ちの方は、「接触確認アプリ」をご活用ください。

～新型コロナウイルス感染症の対応～「新しい生活様式」の実践～

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-onegai5.html>

牧之原市「新しい生活様式」のガイドライン

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/4/35662.html>

※市役所での手続きについては、郵送で可能なもの(転出届、住民票・戸籍謄本・税証明などの請求)とマイナンバーカードを用いたコンビニ交付(住民票・印鑑登録証明)が可能です

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/9/32718.html>

(3) 市内の地産地消にご協力ください。

市内の生産者、商店や飲食店、理美容店など多くの事業者は、需要の大幅な減少により、大変厳しい状況にあります。市民の皆様のご協力によりこの難局を乗り切れるよう地産地消による市内の消費促進にご協力ください。

(4) 飲食店を利用する際には感染防止対策を徹底しましょう。

ア 牧之原市の「安全・安心認証店舗」や静岡県「ふじのくに安全・安心認証」店舗、業種別ガイドラインを遵守している飲食店を利用しましょう。

イ 少人数、短時間で利用することや、会食中も会話の時は不織布マスク着用するなど、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫をしましょう。

(5) 事業者の皆様には、感染拡大防止と経済活動を両立できるよう、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

「業種別ガイドライン」(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201009>

(6) 最近7日間以内に海外から市内に移動した方若しくは濃厚接触者と指定された方は、移動や指定から7日間は外出をお控えください。

感染が拡大している地域から市内に移動した方も他人との接触には十分注意してください。また、その方のご家族においては、家庭内の感染防止に心掛けてください。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

(7) 確かな情報を得て正しく備えるとともに、偏見や差別を退けてください。

当市はシトラスリボン運動を推奨します。

※シトラスリボン運動は愛媛県で発祥し、特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動を広めています。リボンやロゴで表現する3つの輪は、地域と家庭と職場（もしくは学校）です。安心して検査を受けること、ひいては感染拡大を防ぐこと、感染者への差別や偏見を防ぐことを目指しています。

シトラスリボンプロジェクト

<https://citrus-ribbon.com/>

ア 感染者や感染が疑われる人に対する暴行や脅迫や侮辱はもとより、プライバシーを暴いたり公表したりすることは犯罪です。

イ 新型コロナウイルス感染症について正しい知識を持って偏見や差別を退けてください

(ア) 誰もが感染しうる感染症だという事実

(イ) 誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症だという事実

(ウ) 病気に対して生じた偏見や差別が、更に病気の人を生み出し、感染を拡大させるという負のスパイラル

(エ) 医療従事者をはじめとする感染リスクと隣り合わせで働いている人々に対する敬意

※偏見や差別の人権相談窓口は、法務省人権擁護局 HP「新型コロナウイルス感染症に関連して」をご覧ください。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

4 市内における各種施策について

(1) 市民に対する情報提供について

ア 国内における発生状況、市内で発生した際には速やかに情報提供します。

イ 市民の混乱を招く不正確な情報については、事実確認を行い、対策を講じるとともに正確な情報発信に努めます。

(2) 感染防止策の徹底について

随時「牧之原市新しい生活様式のガイドライン」を改訂しつつ、感染防止のために注意すべき事項を発信します。

(3) ワクチン接種について

感染拡大を防止し、市民の生命と健康を守り、社会経済活動との両立を図るため、国からのワクチンの供給を受け、希望する市民が早期にワクチンの追加接種が着実にできるよう進めております。

5歳から11歳の接種については、希望者に対し3月から開始しました。今後も、ワクチン接種についてお子さんにとって適切な選択ができるように、情報発信や丁寧な相談体制の下に進めてまいります。

※ワクチン予約相談センター（050-5210-8729）で接種の予約、健康推進課（23-0024）で電話相談を実施しています。

(4) 医療体制の確保について

ア 来院者には、院内感染防止のためのマスク・消毒剤使用の徹底を依頼します。また、受診をむやみに控えたり、遅らせて重症化したりしないよう適切な受診を積極的に市民に啓発します。

イ 市内の診療所では発熱患者は院内に入れず、車内または院外で問診を行うなど、院内感染防止を徹底し、診療を実施していきます。

ウ 発熱した方で受診にお困りの方が速やかに受診することができるよう、近くの医療機関の紹介や、「静岡県発熱等受診相談センター」を案内していきます。また、受診方法も含め市民に広く周知していきます。

エ 新たな感染者を早期に見つけることや集団発生を避けるために、県や関係機関などと連携して、PCR検査や抗原定量検査などの検査体制を確保していきます。また、県による無料検査の周知も行ってまいります。

オ 高齢者や基礎疾患を有する人への継続的な医療・投薬を行う観点から、電話診療による処方箋の発行など、医師会及び総合病院と協議を進め、直接受診しなくてもよい方法について検討を進めます。

(5) 自宅療養者への支援について

- ア 自宅療養者の健康状態や重症化の兆候を早期に発見するため、保健所からパルスオキシメーターの貸与を受けていない人に対し、市から貸与します。
- イ 県からの支援物資が届くまでの期間に、近隣の親族等による物資調達の支援が受けられない人に対し、3日分程度の食料品を支援します。

(6) 経済対策及び各種支援策への対応について

- ア 事業者の皆様には、国や県が発信する情報などの適切な提供に努めます。
- イ 生活にお困りの皆様の支援のため、食糧支援・緊急小口資金等の貸付・住宅確保給付金・生活保護などの支援制度について、社会福祉協議会と連携してご相談の対応を行っています。
- ウ 市税の特例、その他の支援策についても情報発信に努めます。
- エ 新型コロナウイルス感染症に係る支援策の「総合案内窓口」を設置しています。榛原庁舎及び相良庁舎市民課、さざんか社会福祉課、市民相談センターに案内表示を設置し支援策の担当課についてご案内します。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

<https://corona.go.jp/action/>

(7) 学校などの対応について

- ア 「三つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など「新しい生活様式」や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理マニュアル」に基づく基本的な感染対策を継続し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、子どもの健やかな学びを保障していきます。
- イ 学校内で感染者が出た場合は、早急に濃厚接触者を特定するとともに、学校医の意見を訊いた上で、市教育委員会と学校の判断で、必要に応じて、学級、学年等の最小限の単位で、閉鎖の措置を行います。
- ウ 部活動は、各校の感染状況を踏まえながら市部活動ガイドラインを遵守のうえ、通常の活動、公式試合、練習試合、合同演習等の活動を認めることとします。
- エ スポーツ少年団の活動については、競技別のガイドライン等を遵守し、感染対策を徹底した上での活動をするよう要請します。
- オ 保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブは、引き続き感染予防に最大限配慮したうえで業務を継続します。なお、園内等で感

染者が確認された場合は、早急に濃厚接触者を特定するとともに検査等を行い、必要に応じてクラス単位の休園措置等を行います。

(8) 体育施設及び文化施設などについて

- ア 社会体育施設、社会教育施設及び文化施設については、「新しい生活様式」などの感染防止対策に配慮したうえで利用が可能です。ただし、競技団体または業界団体からガイドライン等が示されている場合は、その範囲内の活動となります。
- イ 図書交流館の学習室については、パーテーション等の設置や会話禁止、マスク着用など感染対策を継続しながら、定数までの利用を可とします。
- ウ 公園の一般利用についてはこれまでどおり制限しません。ただし、油田の里公園バーベキュー施設については、1炉あたり4人（2炉のみ）までの利用とします。
- エ さがら子生れ温泉会館及び福祉こども部所管施設は、「牧之原市「新しい生活様式」のガイドライン」を参照して運営を行います。
- オ むつみ荘は、通常の運営となります。

(9) 市などが主催するイベントについて

「牧之原市「新しい生活様式」のガイドライン」を参照し、感染リスクを下げる対応をとったうえで実施し、それが困難な場合は自粛または縮小します。各団体におかれましては、牧之原市及び各業界団体のガイドラインを参照し、参加者の体調のチェックをしたうえで、感染リスクを下げる対応のより一層の徹底と、それが困難な場合は自粛または縮小をお願いします。

(10) 高齢者施設などの対応について

- ア 介護サービス事業者の皆様には、下記の感染拡大防止対策を徹底しつつ、支援を必要とする利用者やその家族の生活を維持する観点から、可能な限りサービス提供を継続するよう要請します。
 - (ア) 感染防止対策の徹底に加え、換気・湿度・二酸化炭素濃度などの管理を行い、感染しにくい環境の確保を呼びかけます。
 - (イ) 全ての職員は、各自出勤前に体温を測定し、発熱や強いだるさ等の症状がある場合は、出勤しないことを徹底
 - (ウ) 職員のみならず、委託業者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケット、手洗い、手指消毒の徹底
 - (エ) 利用者においては、体調把握に加え風邪症状のある者はマスク着用などの対策の徹底

- イ 感染症予防及び事業者内で感染者が発生した場合は、市より情報提供や助言を行います。
- ウ 介護保険施設の感染拡大防止対策を強化するため、新規入所者に対するPCR検査等の費用を助成するほか、利用者及び職員の行政検査によるPCR検査等費用の個人負担額を助成します。
- エ 市内社会福祉施設は、引き続き感染予防に最大限配慮したうえで運営を継続できるよう支援します。

(11) 避難所の対応について

今後の水害や地震等の災害に備え、避難所が「三つの密」となりクラスターの発生源とならないように、国や県のガイドライン等に沿った運営ができるよう必要な資材などの準備をし、訓練を行っていきます。

(12) 市役所職員の感染防止施策を徹底します。

ア 全職員（教職員、保育士・放課後児童クラブ関係者を含む）の体調管理を徹底します。

(ア) 全職員は毎朝検温し、体調を各課所定の様式に記入して報告。異常がある場合は速やかに所属長を通じて報告します。

(イ) 37.5℃以上の場合または咳や倦怠感がある場合は出勤を取りやめ、かかりつけ医または発熱等受診相談センターに相談のうえ、医療機関に受診します。

(ウ) 短期間で解熱した場合も3日間は自宅で様子を観察します。なお、PCR検査等を実施し陰性であり、体調にも異常等がない場合は、出勤を可能とします。

(エ) 出張等で県境を跨ぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。なお、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えることとします。

また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域からの来客の抑制を図り、感染予防策を徹底します。

イ 会議などにおいては非接触の体温計により37.5℃を基準として参加の可否を判定します。また部外からの参加者については氏名と連絡先を記録します。

ウ 職員同士及び来庁者との「三つの密」の条件が揃う場面はもちろん、「1密」を避ける対応をします。

(ア) 会議及び接客等においては人と人との距離を確保し、不織布マスクの正しい着用を徹底します。

(イ) 食堂で食事する場合、空間的、時間的な間隔をとり、マスクなしでの会話を控えます。

- エ 人が頻繁に触れるドアノブなどをはじめ、執務室内を含めた庁舎内の消毒を徹底します。
- オ 勤務する職員数を減らす対応をします。
 - (ア) 在宅勤務と有休休暇の併用により、勤務する職員数を抑制します。また、庁舎内における分散勤務により、執務室内の職員数を減らし「密」になることを防ぎます。
 - (イ) 庁内における打合せや会議等の削減及び時間短縮に努めるとともに、テレビ会議の活用を推進します。